

外国株券等に関する手数料及びその料率の一部改正について

1. 外国株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新	旧
<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国株預託証券</u></p> <p>(略)</p>	<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券及び外国株預託証券</u></p> <p>(略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 20 年 5 月 8 日から施行し、平成 20 年 3 月 17 日から適用する。

以 上